

筑後市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

筑後市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き小中学校の通学路の安全確保に向けた取り組みを実施するため、「**筑後市通学路交通安全プログラム**」を策定し、今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して通学路の安全対策を実施するために「筑後市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。

推進会議では、「小中学校が実施する通学路点検の結果」、「道路管理者の対策実施状況」、「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

(1) 構成機関

- ・道路管理者 : 国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所
福岡県八女県土整備事務所
筑後市建設経済部道路課
- ・交通管理者 : 筑後警察署
- ・学校関係者 : 筑後市教育委員会学校教育課

(2) 委員長は筑後市教育委員会次長が務める。

(3) 委員長は必要に応じ、推進会議を召集する。

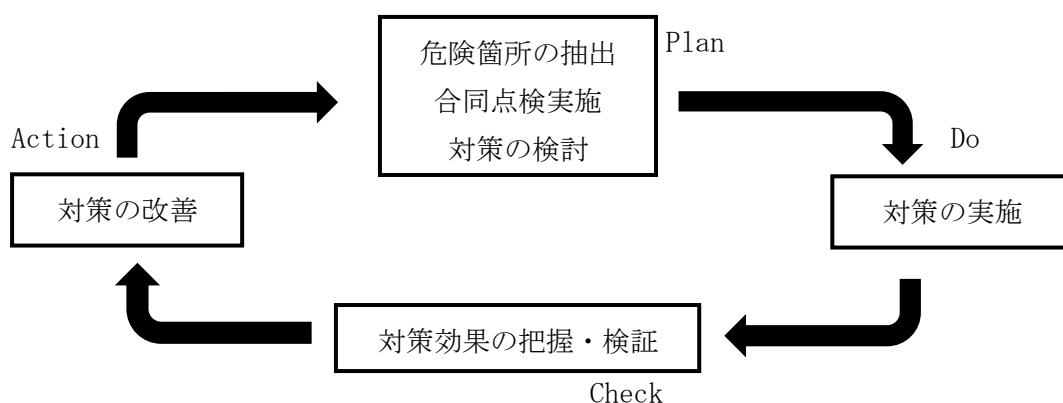
(4) 推進会議事務局は筑後市教育委員会学校教育課に置く。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、P D C Aサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を実施し、さらなる安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

- ・市内小中学校から危険箇所を報告してもらい、筑後市教育委員会学校教育課、筑後市建設経済部道路課で集約します。
- ・集約後、推進会議内で情報共有し、対策案を協議します。また、合同点検が必要な場所を抽出します。
- ・推進会議構成機関と学校とで合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童生徒が登下校で使用する道路及び小中学校が指定する通学路とします。

5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、推進会議で検討の上、小中学校ごとに「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。